

## 令和5年度専攻科入学者選抜学力検査問題

# 海上交通法

### 注 意 事 項

- 1 検査開始の合図があるまで、この検査問題を開いてはならない。
- 2 検査問題は2枚、解答用紙は2枚である。検査開始の合図があつてから確かめること。
- 3 検査開始の合図があつたら、まず、解答用紙の各ページに受験番号・氏名を記入すること。
- 4 文字などの印刷に不鮮明な箇所があつたときは、手を挙げて監督者に知らせること。

## 問題用紙（海上交通法） 1

〔問題 1〕 海上衝突予防法第3条に関する以下の問に答えよ。

(1) 次の①～④に示す用語の定義を述べよ。

- ① 漁ろうに従事している船舶      ② 運転不自由船  
③ 喫水制限船                              ④ 航行中

(16 点)

(2) 次の①～③は、海上衝突予防法で使用される用語を説明したものである。

正しいものには○を付け、間違っているものには×を付けよ。

- ① 機関が故障したため他の船舶の進路を避けることができない船舶は、「操縦性能制限船」である。  
② 暴風雨により視界が制限されている状態は、「視界制限状態」である。  
③ 機関のほか帆を用いて推進する船舶が、帆のみを用いて推進している場合は、「動力船」である。

(6 点)

〔問題 2〕 互いに他の船舶の視野の内にある 2 隻の動力船が、互いに進路を横切って衝突するおそれがある場合において、次の問に答えよ。

(1) 避航船となるのは、どのような態勢にある船舶か。 (5 点)

(2) 避航船が避航動作をとる場合に、やむを得ない場合を除き、してはならないのはどのような動作か。 (5 点)

〔問題 3〕 互いに他の船舶の視野の内にある 2 隻の船舶が接近し、衝突するおそれがある場合、一般動力船は、どのような種類の船舶の進路を避けなければならないか答えよ。 (10 点)

〔問題 4〕 次の ( ) 内に入る語句を答えよ。

予防法第 39 条 この法律の規定は、適切な航法で運航し、灯火若しくは形象物を表示し、若しくは信号を行うこと又は ( ) として若しくはその時の特殊な状況により必要とされる注意をすることを怠ることによつて生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

ヒント：( ) とは、「海事関係者の常識」即ち「通常の船員ならば当然知っているはずの知識、経験、慣行」というような意味。例えば、航行中の船舶が錨泊船を避けるというようなもの。

(5 点)

## 問題用紙（海上交通法） 2

〔問題 5〕 海上交通安全法第 2 条において定義されている、「地形及び船舶交通の状況からみて、非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふくそうすることが予想される海域のうち、2 以上の港則法に基づく港に隣接するものであって、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものとして政令で定めるもの」とはどのようなものか答えよ。

(5 点)

〔問題 6〕 長さ 135m の貨物船が、瀬戸内海にある航路を經由して門司港から阪神港へ航行する場合に、航行する航路を順に全て挙げよ。また、その航路のうち、対水速力 12 ノット以下で航行しなければならない区間のある航路を挙げよ。

(10 点)

〔問題 7〕 漁ろうに従事しながら航路外から航路に入ろうとしている船舶 A が、航路をこれに沿って航行している巨大船 B と衝突するおそれがあるときは、どちらの船舶が避航船となるか答えよ。また、B が巨大船でない場合はどちらが避航しなければならないか。

(6 点)

〔問題 8〕 交通安全法に定める航路における航法について述べた次の①～⑤について、それぞれの正誤を判断し、○×で答えよ。

- ① 浦賀水道航路をこれに沿って航行するときは、中央から右の部分を航行しなければならない。
- ② 中ノ瀬航路をこれに沿って航行するときは、南の方向に航行しなければならない。
- ③ 宇高東航路をこれに沿って航行するときは、北の方向に航行しなければならない。
- ④ 水島航路をこれに沿って航行するときは、できる限り、航路の中央から右の部分を航行しなければならない。
- ⑤ 来島海峡航路を航行する場合、逆潮のときは中水道を航行する。

(10 点)

〔問題 9〕 港則法の規定による、「国土交通省令の定める船舶交通が著しく混雑する特定港」を 5 つ挙げよ。

(10 点)

〔問題 10〕 港則法適用海域の航路において、航路を航行する船舶の航法（港則法 13 条）の第 1 項から第 4 項の内容を記せ。（項目のみでよい）

(12 点)